

日本FP協会の現在の主な活動

① 全般的な活動

1 ファイナンシャル・プランニングに関する知識の啓発と普及

■ パーソナルファイナンス教育(金融経済教育)

学校での出張授業や各種イベントなど様々な活動に取り組んでいます。



■ 生活者向けイベント(FPフォーラム)の開催

日本全国の50支部で誰でも参加できるFPフォーラム(セミナー及びFP相談会などのイベント)を随時開催しています。



■ 電話での無料体験相談

生活者からの「くらしとお金」に関する疑問や質問に、「FP電話相談(FP広報センター)」スタッフ(CFP®認定者)がお答えしています。

■ 対面での無料体験相談

くらしとお金のFP相談室(東京・大阪・札幌・仙台・金沢・名古屋・広島・福岡)にて定期的に無料体験相談を実施しています。

※東京ではオンラインによる相談も行っています。

■ 被災された方々の生活再建

災害発生後の生活再建をサポートするため、相談会、電話相談などの取り組みを、被災地の実情に応じて随時行っています。

■ 行政機関と連携した取り組み

中央官庁・都道府県や市町村等行政機関が推進する事業に、CFP®・AFP認定者を派遣する取り組みなどを行っています。



■ 広告および広報活動

ニュースリリース、広告・パブリシティなどを通じて協会活動やCFP®・AFP資格の認知普及活動を行っています。

2 ファイナンシャル・プランニングに関する調査、研究及び情報の提供

FPの普及・広報活動推進の一助とすることを主な目的として、生活者を対象とした調査や、CFP®・AFP認定者を対象とした業務状況やビジネス事例等に関する調査などを行っています。

3 ファイナンシャル・プランニングに関する書籍の発行

ファイナンシャル・プランニングを学ぶための入門書、テキスト、問題集およびパーソナルファイナンス教育(金融経済教育)の普及を図るための小冊子等の制作・発行を行っています。



4 国内外のファイナンシャル・プランニング関係機関との交流

各国・地域のFP組織と積極的に交流し、世界におけるファイナンシャル・プランニングの普及及びFP資格の質の維持・向上を目指して活動しています。また、国内においては、法人賛助会員となっている企業等と連携し、さまざまな活動を行っています。

5 ファイナンシャル・プランナーの教育と資格認定試験の実施

CFP®認定者・AFP認定者に向けての取り組み

CFP®・AFP認定者のFP知識およびFP実務能力の維持向上を図るためのさまざまな取り組みを行っています。

- 会報『FPジャーナル』の発行



- FP継続教育・資格更新手続き
- FP実務能力向上のための研修の開催
- FP関連情報の提供(ビジネス情報提供等)

- 会員ホームページ『Myページ』の運営



- 会員向けイベントの開催 (FPフェア等)



CFP®資格・AFP資格の認定および試験の実施

高い倫理観と優れたFP実務能力を持ったCFP®資格・AFP資格を認定するためのさまざまな取り組みを行っています。

CFP®資格・AFP資格の認定

CFP®資格審査試験の実施

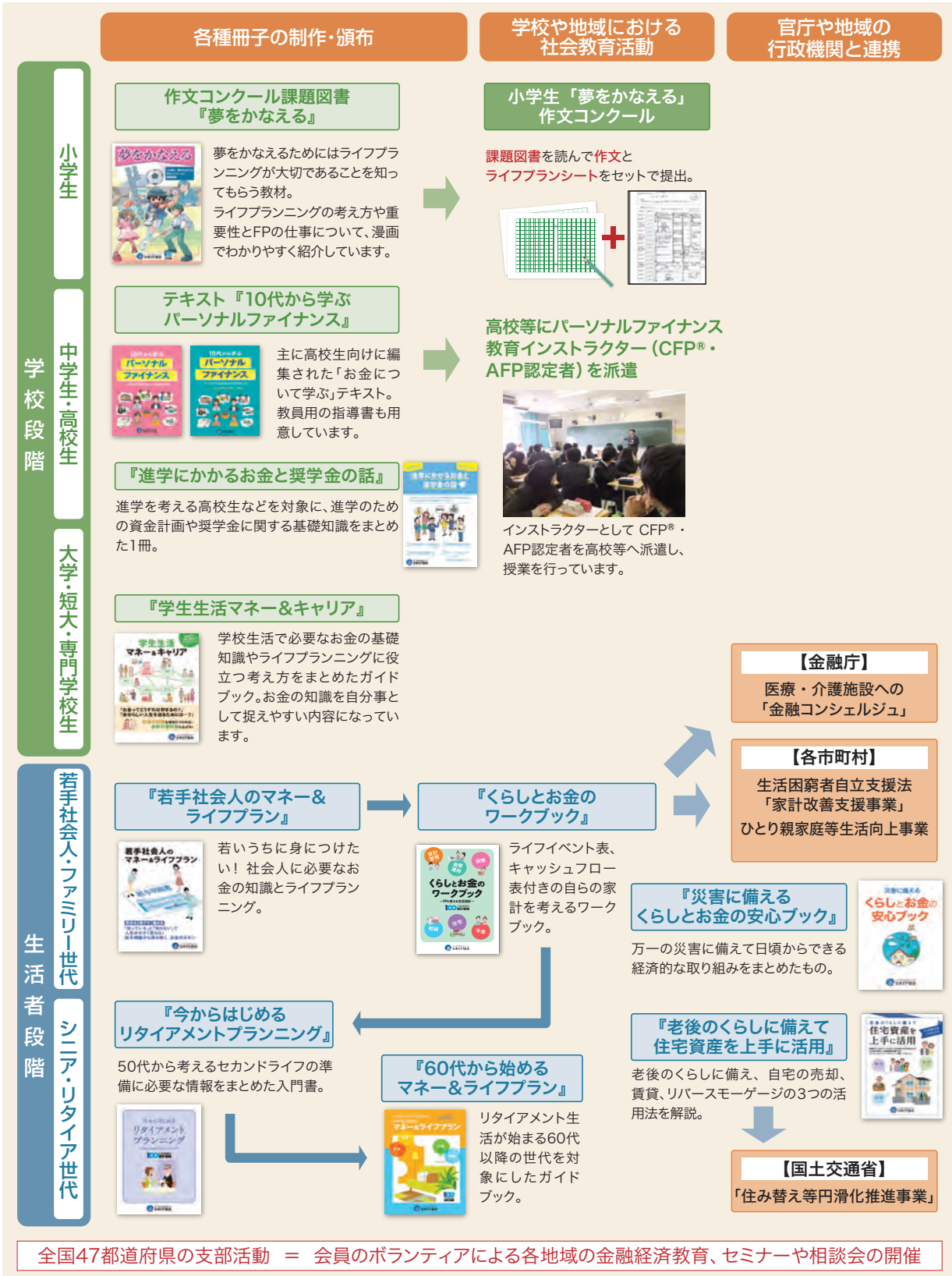
会員倫理規程等の順守

ファイナンシャル・プランニング(FP)技能検定の実施

厚生労働大臣指定の試験機関として、ファイナンシャル・プランニング(FP)技能検定を実施しています。

② 公益事業活動（金融経済教育、FP相談）

社会教育の推進を図るNPO法人として、各世代向けの金融経済教育や官公庁および全国各地の行政機関と連携したFP相談などの公益活動に取り組んでいます。



③ 公益事業活動（行政機関との連携）

近年、激変する経済環境下において行政機関からFPが注目されるようになってきました。行政機関からの要請に応え、CFP®・AFP認定者を派遣するなどの取り組みを全国で行っています。

金融庁 医療・介護施設への「金融コンシェルジュ」

金融庁の官民ラウンドテーブル・作業部会「高齢化社会と金融サービス」の報告書に基づき、医療、介護サービス利用者が抱えるお金に関する悩みに中立的な立場から相談に乗るため、CFP®認定者等を病院等医療施設に派遣しています。

国土交通省 「住み替え等円滑化推進事業 (旧住宅資産活用推進事業)」

中古住宅の活性化のために行う「住み替え等円滑化推進事業(旧住宅資産活用推進事業)」に採択され、住宅資産活用及び安心な住まい先の確保のための資金計画等のアドバイスができる専門家を育成するための「研修事業」を平成27年度～29年度にかけて全国で実施しました。

中央省庁や地方自治体等 行政と連携した被災者支援活動

東日本大震災等の震災や台風・大雨などの自然災害により被災された方の家計相談等を中央省庁や地方自治体等と連携し、支部で実施しています。

厚生労働省所管 生活困窮者自立支援法 「家計改善支援事業」

生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業について、支部と連携して自治体へ相談員を派遣しています。

子ども家庭庁所管 「ひとり親家庭等生活向上事業」

ひとり親家庭等生活向上事業に基づき、自治体からの要請に応じてひとり親家庭に向けた家計管理に関する講習会の講師や個別相談の相談員を派遣しています。